

彦根市ヒアリング調査結果速報

I 調査実施概要

1 調査目的

保育・教育機関等を対象とした、子どもの貧困に関するアンケート調査の回答者に対して、回答内容についてさらに詳しくたずねる訪問インタビューの機会を設け、今後の計画策定にかかる子どもの貧困対策に関する施策の検討・立案等への基礎資料とする。

2 調査の位置づけ

子どもの経済的困窮等に関するアンケート結果の補完的な意見の把握

3 調査対象

保育・教育機関に関するアンケート回答者（保育園・幼稚園・小学校・中学校・大学 10 件程度）の代表者等

- ・保育園・幼稚園の代表・施設長、主任等
- ・小中学校の学校の校長・教頭、主任等
- ・大学の事務担当

4 調査手法

訪問によるデプスインタビュー（深層面接調査）

5 実施期間

平成 31 年 1 月

6 調査項目

- 経済的に困窮する家庭への接触機会
- 困難な家庭に関する具体的な状況
- 困難な家庭の子ども・保護者に対する支援の状況
 - ・子どもへの支援
 - ・保護者への支援
- 現在、支援を行う上で連携している機関や団体、連携の頻度
- 今後、支援に取り組むため、連携が必要に機関や団体
- 他の機関や団体と連携する際の課題
- 子どもや保護者の支援を行う上での課題
- 今後、困難な家庭の子どもや保護者に必要な支援
- 子どもの貧困やその対策についての意見

Ⅱ 調査結果概要

ヒアリングによる発言内容全体を概観し、主要意見、主な傾向やその対策等について列記する。

①困難な家庭の子どもや保護者の実態

- ・経済的な困窮がみられる家庭の件数については、調査対象により様々である。各学年で10名を超えるほどではない。調査方法は、アンケート結果を掘り下げる定性的なヒアリング調査であるため、「経済的な意味での困窮家庭は1件であるが、その他困り事を抱える家庭を含むと4件」、「就学援助者は30名弱いるが、要保護家庭の件数自体は3、4件」、「滞納があっても困窮しているかどうかわからない。明らかに困窮がみられるのは3人。生徒数500人のなかで10人弱と予想される」といった回答がみられた。
- ・実際に経済的困窮のみられる家庭の数については、概ね小学校から高校については、1件という回答から30件程度という回答まで得られた。児童・生徒数によって割合は異なってくるが、各学年で1ケタ台までというところであり、10名を超えるほどではない。
- ・一方、大学については、経済的困窮のある子どもや家庭の件数について、把握と断定は難しいが、授業料の滞納等については、一定数みられる。また、奨学金制度等、何らかの助成金を得ている学生も一定数みられる。授業料の納付や奨学金を受けているからといって、生活困窮等の状況が顕著であるとは言い切れず、大学については、本人の意思により、身繕いや生活習慣等の選択ができアルバイト収入を得られる年齢に達しているためか、外見や生活態度から経済的な困窮を推し量ることは難しいと考えられる。

②困難な家庭の具体的な状況

○支払いができない状況について

- ・遠足や修学旅行の参加費、給食費の支払い、学級費の支払い等の滞納については、アプローチをかけている。
- ・担任からの連絡でなく、事務方から連絡して、お支払をお願いします。支払の計画を聞きながら、無理のないように支払っていただく。
- ・給食費の滞納が30件くらいあるという学校。
- ・多重債務の状態で子どもにかかる費用が支払えないというケース。

○制服・体操服が購入できない状況について

- ・卒業した生徒等の譲渡による制服・体操服等の保管がある。社会福祉協議会との連携により、生徒の状況を見越して制服だけでなく衣服・下着等を用意し、困っている生徒に与えている。

○入浴、衛生について

- ・頭髪や身体の臭い、着衣の状況等により、入浴や洗濯がおろそかになっている状況がうかがえる。

- ・デリケートな部分であるので、注意の仕方も工夫がいる。
- ・他の児童・生徒からの目から守るためにも、施設や校内のシャワー、お風呂を使わせて対応する。
- ・低年齢児のいる園等では、園で用意している下着・洋服を着替えさせて、洗濯する場合もある。
- ・施設での着替えや洗濯、入浴等により、それとなく、保護者に清潔な身繕いを促す。

○朝食等の摂取状況について

- ・経済的な困窮ということに関わらず、規律正しい朝食摂取を行っていない家庭が多くみられる。
- ・就寝時間が遅く、起床時間も遅く、朝食を摂っていないケースもみられ、背景にゲーム等の影響による夜更かし、多忙な保護者が準備をしないとといった状況が考えられる。
- ・朝食を摂っていない子どもは、痩せていたり、お昼の給食をたくさん食べたりする。
- ・朝食が果物だけとか、お菓子といったケースもみられる。
- ・低年齢児がいる保育施設では、朝ご飯を食べる時間がない子どももあり、朝の時間帯に持参した食べ物を食べる時間帯をとって対応している。
- ・保護者が3日ほど不在で、子どもに1,000円程度渡して、食品を自分で購入する子どもの例。3日目には足りなくなり、社協が食料を持参して駆けつけるというケースもある。
- ・経済的困窮を抱える家庭では、保護者の帰宅が遅く、食材が乏しいという例もある。

○不登校について

- ・保育所・幼稚園においては、「保護者が連れてこない」というケースは少ないが、保護者の心理状態や家庭内のトラブル等、何らかの事情により子どもの養育がおろそかになるケースもうかがえる。
- ・小学校、中学校、高校については、不登校の児童・生徒は一定数みられる。回答例としては、「各学年に5人ずつくらいいる」、「家庭環境に問題があるケースが多い」
- ・不登校については、全欠の場合も多いが、「1学期は欠席していたが、2学期は時々出て来ている」、「好きな授業のときは来る」、「放課後に登校するときもある」といった変動や改善がみられる場合もある。
- ・不登校からの脱却に向け、担任が生徒の来やすい「この曜日に登校を」と決めていたり、「放課後でもいいから登校を」と促している場合もある。
- ・不登校までいかないが「学校に行きしぶる生徒も、頑張って登校している」ケースもある。
- ・不登校児・生徒には、登校を促す電話連絡、訪問もしている。
- ・連絡が取りづらいこともある。

○子どもや保護者との連絡がとれない状況について

- ・固定電話がなく携帯電話のみの家庭も多い。着信履歴で折り返しコールバックがある場合はいいが、出してもらえないだけでなく、着信拒否や不通等もみられる。
- ・インターホンに出ないご家庭もある。
- ・子育て支援課にケース担当の方がおられるので、担当の方に動いていただく。保護者と連

絡をとっていただいたり、訪問することもある。

○外国籍の方への対応について

- ・両親ともに日本語が話せない場合もあるが、子どもがしっかり日本語を話せる家庭もある。
- ・両親のうち、どちらかが外国籍で日本語を話せない、子どももまだ話せないといったケースには、日本語の話せる保護者のほうへのアプローチで対応する。
- ・子どものテスト用紙に、漢字にはルビを振ることもある。
- ・保護者のどちらかが日本語を話せない場合、話せるほうの保護者にアプローチしたり、子どもが話せるので通訳を頼んだりといった対応をしている。
- ・外国籍でも非常に熱心で日本語コミュニケーションに意欲的な保護者もいる。

○その他

- ・上の子ども（きょうだい）に、乳幼児の面倒をみさせるケース。
- ・ゆとりがないためか、読み書き算数等、学力が遅れている。
- ・1日3食が習慣化されていない家庭がみられる。
- ・保護者に心の余裕がないことで、子どもにあたる。
- ・保護者のダブルワークや夜勤で、子どもに接する時間が少ないケース。
- ・親に構ってもらえない子どもが、学校で問題を起こし教師に構ってもらおうとするといったケースがみられる。

③困難な家庭への支援

- ・「子どもや保護者と本音で話す」ということを目指している。
- ・スクールカウンセラー、子育て支援課にはお世話になっている。
- ・市の方には、お母さんの面接もしていただいている。

○子どもへの支援

- ・人とのコミュニケーションや学力面で、発達の心配がある子どもについては、外部の専門家の発達相談、巡回相談や検査を受けてもらうということもある。
- ・学校に行きしぶる子どもの現状に対して、学校として何ができるのか模索している。
- ・土曜支援を実施している。経済的な理由だけでなく、色々な理由で希望がある。塾に行けない子ども、学力的に厳しい子ども、自発的に進んで土曜支援に来たい子ども等。定員20名で実施している。
- ・高校生では精神的に不安定な状況にいる場合も多くスクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせることも多い。教職員も子どもの支援についてスクールカウンセラーに相談することがある。
- ・学習面で課題のある生徒については、放課後や長期休業中に個別指導を行っている。
- ・困難な家庭状況や虐待などが考えられる場合は子ども家庭相談センターに連絡をすることがある。

○保護者への支援

- ・親に対してもスクールカウンセラーのカウンセリングを受けてもらうことがある。

- ・経済的な困難が考えられる場合は市町の社会福祉関係と連携する場合がある。また、進学に際しての奨学金制度を紹介して利用してもらう場合もある。
- ・スクールカウンセラーの実態例として、年間 100 時間（県から派遣）、1 人当たり 1 時間、1 日 4 時間、月 2 回程度。親が受ける場合、不登校に関することが多い。

④現在、連携している機関・団体など

- ・「市の子育て支援課との連携が一番多い」という回答が多い傾向にあり、「何かあったときには子育て支援課さんに動いていただいて、お世話になっている」、「ご家庭への直接の連絡、訪問もしていただく」、「学校の担任等に話せないようなことも、相手が変わると話せる」といった実態がみられる。
- ・卒業後の進路決定のためのハローワークとの連携。

⑤機関・団体との連携の頻度

- ・保育・教育機関において、連携が「よくある」のは、「子育て支援課」との回答傾向が強い。
- ・問題を地域で解決できる仕組みづくりがあるとよい。

⑥今後、連携が必要な機関・団体

- ・現在、連携している機関・団体との一層の結びつきを図る他、現在は連携していないが、新たに連携したいところを加えている回答が多い傾向がみられる。
- ・将来的な進路、社会人として就労していくにあたり、教育機関としては、ハローワークや企業・事業所とのパイプを強化することを望まれている。小学校では、体験学習との兼ね合いにおいての企業・事業所をあげる例もみられる。
- ・保育施設において、保護者支援に関して、警察との連携を必要とする声もある。保護者が警察にお世話になっていたり、虐待や暴力、騒ぎ等の問題、家族内での親権トラブル等に関する対応等の局面に際して、つながりがあるとスムーズ。
- ・小・中・高への入学時の連携が必要。

⑦他の機関や団体と連携する際の課題

- ・経済的な困難を抱える家庭は、虐待やネグレクト等の他の課題を併せ持つ複合的な事例が多い。そのため、一人の生徒に対して、複数の機関が連携をとりながら個別対応していく必要がある。
- ・学校側の教職員の日常の業務もあり連携するための時間的な余裕が十分でない。
- ・他機関との連携に際し、「主として担うのは誰か」となる。

⑧困難な子ども・保護者に対する支援を行う上での課題

- ・スクールソーシャルワーカーの存在はありがたいが、もっと活用できるとよい。本市では、現在、必要時に対応というかたちであるため、問題が浮上してもタイムリーに相談できずに、

棚上げになってしまいがちである。

- ・スクールソーシャルワーカー常駐していれば理想だが専門職がない。
- ・将来的にはスクールソーシャルワーカーが増員配置さされる方向であると思うが、どのように対応してくれるのかイメージがわからない。

⑨今後、困難な子ども・保護者に必要な支援

- ・1年入学時に訪問して家庭状況を把握。
- ・子どもが相談しやすい仕組みづくり。基本的には担任が相談に応じて解決に向かうのが望ましいが、養護教諭やカウンセラーに頼る子どももみられる。
- ・専門職や外部の専門家の支援が必要な場合、つなげて相談に至るまでの期間を要するため、もう少しスピーディな対応が可能になるとよい。
- ・不登校の児童・生徒に対するケア。通信制の教育機関を受験するとか、何らかの手立てを打つ必要があるが、本人と話ができないケースがある。何の見通しもない場合、どうしていかかが課題。⇒子ども・若者総合相談センター

⑩子どもの貧困やその対策についての意見

- ・持っているもの、着ているものでは、貧困かどうかわからない。
- ・生活保護費の適正な活用。本当に必要な人に支援が届くようにすることが大事。娯楽費や嗜好品代に浪費しているケースを見聞きするため。
- ・子どもの困難さの背景のかなりの部分は経済的な困難さがあると思う。従って国・県・市がそれぞれの権限を使って経済的に困難な家庭への支援を行うべきである。日本の将来の為に教育のためにもっとお金を使うべきである。
- ・子どもの教育に対しての援助が子どもに対して確実に使われるようにルールの整備をお願いしたい。
- ・色々な課題を抱える家庭、子供がどんどん増えている。行政には、適切な支援・援助をお願いしたい。